

第1章 戦時経済と金融統制

第1節 戦時経済体制の進展

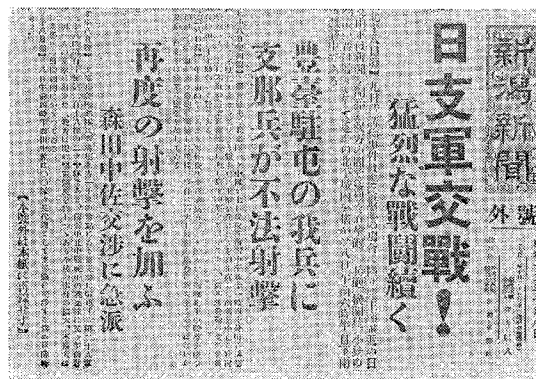
1. 日中戦争のぼっ発と金融統制

経済統制の展開 昭和初期において、世界的な恐慌に見舞われた資本主義各国は、不況克服のため、金本位制を停止して平価を切下げ、インフレ政策をとるとともに、軍備を拡張し、経済のブロック化を強力に推し進めた。そのため、国際的な対立はますます激化してきた。

わが国も満州事変以来、金本位制を停止し、軍備を拡張し、インフレ政策を取り、ついに昭和12年7月、日中戦争に突入していった。

日中戦争のぼっ発に伴い、国内経済財政政策は“準戦時体制”から“戦時体制”に転じ、国家統制はいっそう強化された。いまその詳細にたちいる必要はないが、いちおう地方銀行の動向と関連する諸統制をみておこう。

戦争遂行のためには、い
うまでもなく軍需生産を拡
充することが至上命令とな
る。そのためには、資金、
資材、労働力をあげて軍需
生産に投入し、それらが平
和産業部門に流入すること
を極力阻止しなければなら
ない。しかもわが国では、



日中戦争のぼっ発 (「新報新聞」号外 昭12.7.8)

軍需産業の原料、資材はその多くを輸入に仰いでいる。そこで、国家統制はまず貿易関係から始まり、12年9月には「輸出入品等臨時措置法」が制定された。それは間もなく、輸出入品のみならず、広く物資の生産、流通、消費をも規制するものになった。

さらに13年5月には、「国家総動員法」が施行された。これは、すでに施行されていたおびただしい戦時統制立法を吸収整備したものであった。政府はこの法律によって、ほとんどすべての物的、人的資源を動員し、生産の基本的要素について国家的統制を加えうる権限を与えられることになった。同時に、資金運用の統制、企業（銀行を含む）の集中化を促進する権限をも与えられた。

こうした強力な権限を、議会の審議を経ないでただ一片の勅令で、政府が行使し得るとしたことは、まさに画期的ともいうべきであろう。

このような法的整備を行なったうえで、いちだんときびしい軍需工業の拡充、平和産業の抑制が強行された。その結果、軍需生産力は若干の伸長をみたとはいえ、繊維工業その他の民需産業は、衰退の一途をたどった。とりわけ、中小商工業の受けた打撃は、はなはだしかった。

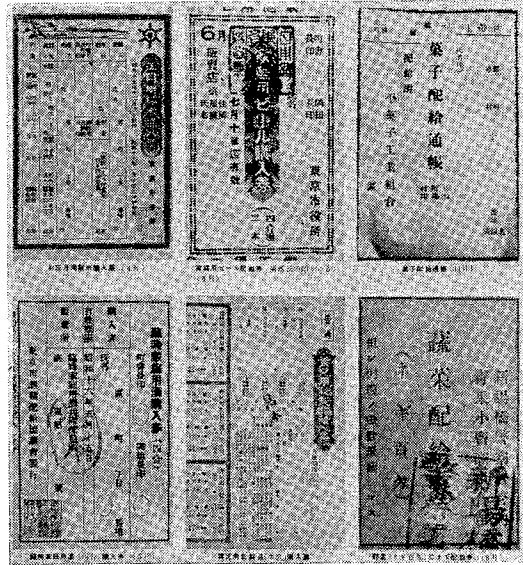
日本の中小企業のうちには、輸出商品の生産を担当するものが多く、それらは戦争の初期には、それでも輸出振興のためもあって、優先的な原料割当を受けたが、やがて戦争の激化に伴って貿易が途絶すると、これもまた没落の一途をたどった。

とくに戦局の苛烈化とともに、企業整備が強行されることになり、18年6月に至って「戦力増強企業整備要綱」が制定された。これによって、繊維工業、製粉、清涼飲料、精製糖、生糸関係その他12業種が第1種部門とされ、これらの部門の労働力、工場、設備はあげて5重点産業（鉄鋼、石炭、軽金属、造船、航空機）などに強制的に転用されるに及んで、中小企業への打撃は決定的となった。

生産に対する統制を徹底しようとするれば、必然的に流通部門にまで統制を及ばざるを得ない。こうして、配給統制が消費の統制、あるいは価格統制

の意味をも含めて強化されていった。そして、この配給統制の強化は、従来の商業機構の変革をもたらすことになった。

統制は工業部門にとどまらず、農業にも及んだ。農村は、戦時インフレーションの影響を受けて、農業恐慌の苦境から脱することができたが、戦争による肥料や農機具など農業生産資材



物資の配給切符や通帳

の不足と、徴兵や重工業部門への徴用などによる労働力不足から、農業生産は、低下せざるを得なくなった。

この農業生産の低下は、食糧危機を激化せしめた。それに対し、政府は一方では農民の生産意欲を刺激するため、自作農創設や小作料統制などの土地対策に腐心するとともに、他方では農業統制の強化をはかった。

後者についてとくに重視すべきことは、農業生産資材の配給を統制するとともに、米の割当、供出を中軸として、農産物の出荷および配給をも厳重な国家管理のもとに置いたことである（14年米穀配給統制法、15年米穀配給規則、17年食糧管理法）。

しかも、これらの統制任務は、すべて農会および産業組合（18年以降農業者会となる）が担当することになった。その結果、農村における従来の農産物の流通機構や、それに付随する金融機構は、根本的な変化をこうむらざるを得なかった。

以上のような戦争経済の進展、戦時経済統制の強化に伴う軍需工業の拡大、民需産業の衰退、中小商工業の没落、流通機構の変革、とりわけ農村におけるその根本的な変革、これらはいずれも、地方銀行の動向を規定する要因

となったが、それとともに重要なのは、戦時の金融政策、なかでも金融統制である。そこで、次にやや詳しくそれを見よう。

戦時金融体制への移行 日中戦争爆发以降、わが国の軍需予算は、昭和12年9月に設けられた「臨時軍事費特別会計」を中心として急激に膨張し、臨時軍事費の支出額は、12年から16年までに269億円に達した。そして、そのほとんどが日本銀行の引受けによる国債発行によってまかなわれ、これがインフレの進行を促すことになった。

こうした状況のもとで、わが国の金融政策の課題は、(1)生産力拡充資金の供給を確保して軍需の増大に対処すること、(2)膨大な日本銀行引受け公債発行によるインフレを防止するため、公債の消化を促進すること、の二つであった。しかし、生産力拡充資金の供給と公債の消化とは競合関係にたつので、これを調整するため、金融統制の第一歩として、昭和12年9月、「臨時資金調整法」が制定された。

この法律は、軍需産業に資金を集中するために、設備資金を統制するものであったが、実際の運用は、日本銀行との協力による金融機関の自主的な調整にまかせられていた。

もっとも、戦局の拡大に伴い、金融機関に対する法律による直接的な統制はますます強化されていった。14年4月、国家総動員法に基づき「会社利益配当及資金融通令」が公布された。これは、軍需産業に対する融資を促進するねらいをもつもので、これによって政府は、日本興業銀行に対して国家補償のもとに融資命令を発動し得ることになった。

さらに14年9月、ヨーロッパにおいて第2次世界大戦が爆发すると、戦時統制の強化を迫られた政府は、15年10月、「銀行等資金運用令」を施行して銀行の運転資金をも統制下に置くとともに、すべての銀行を融資命令の対象とした。16年7月、同法の改正により、日本興業銀行は軍需手形の引受け制度を設け、軍需金融は、同行を中心として進められることになった。なお、平和産業に携わっていた中小商工業者の転廃業に伴う困難を救済するため、

表 4-1

経済諸指標

(単位 百万円)

年 別	一般会計出 歳	うち軍事費	臨時軍事費 特別会計	国債発行 残 高	日本銀行券 発 行 高	卸売物価 指 数	鉱工業生産 指 数
昭和11	2,282	1,078	—	10,575	1,866	103.6	110.5
12	2,709	1,237	2,034	12,817	2,305	125.8	129.7
13	3,288	1,167	4,795	17,345	2,755	132.7	142.4
14	4,494	1,629	4,844	22,886	3,679	146.6	147.8
15	5,860	2,226	5,723	29,848	4,777	164.1	148.8
16	8,134	3,013	9,487	40,470	5,979	175.8	149.6
17	8,276	79	18,753	55,444	7,149	191.2	144.5
18	12,552	2	29,818	77,556	10,266	204.6	160.1
19	19,872	2	73,494	107,633	17,746	231.9	178.8
20	21,496	—	16,466	140,812	55,441	350.3	60.2

(注) 1) 卸売物価指数、鉱工業生産指数は昭和9～11年平均=100

2) 一般会計歳出・軍事費・臨時軍事費特別会計は年度、国債発行残高・日本銀行券発行高は年末。

3) 『本邦主要経済統計』による。ただし、臨時軍事費特別会計は『日本統計年鑑』、鉱工業生産指数は経済審議庁生産指数による。

13年に庶民金庫、16年に国民更生金庫が開設された。

一方、国債の消化を円滑にしてインフレの激化をくいとめるため、政府は13年から貯蓄目標額を定め、16年3月には国民貯蓄組合法を制定するなど、積極的な貯蓄運動を展開して、浮動購買力の吸収に努めた。しかし、インフレの進行は14年以降速度を増し、物価は11年から16年までの間に70%もの騰貴を示した。

2. 太平洋戦争下の金融統制

金融統制の強化 昭和16年12月、太平洋戦争がぼっ発した。緒戦の戦果は国民を熱狂させたが、その優位は長くは続かず、17年6月のミッドウェー海戦の完敗を転機として、わが国は敗戦に追込まれていった。戦費は急速に膨張し、臨時軍事費特別会計の支出は、17年から20年8月までの累計で1,385億円という巨額にのぼり、満州事変の19億円とは比較にならぬ激増ぶりを示した。

開戦前夜のわが国においては、英米による対日禁輸によって、生産力の拡

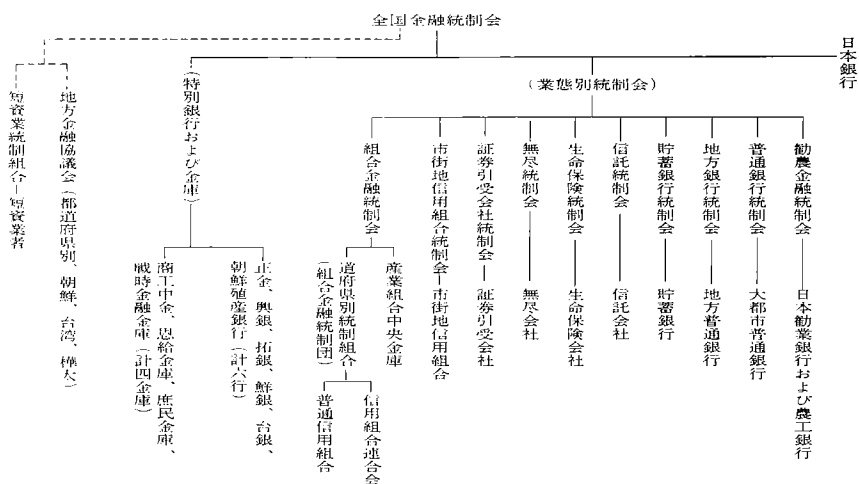
充、物資の動員が非常に困難に直面しており、国家統制の強化がいちだんと要請された。16年8月に発表された「財政金融基本方策要綱」もそうした要請にこたえるものであり、国家的資金動員計画の設定、財政金融機構の改革を目標としていた。

太平洋戦争がぼつ発すると、これらの改革は急速に具体化されていったが、そのおもなものは、(1)既存金融機関の改革および統合（従来の日本銀行条例に代わる日本銀行法の制定—17年2月、金融事業整備令の公布—17年5月—と銀行合同の強行）、(2)各種戦時金融機関の設立（戦時金融金庫—17年4月、南方開発金庫—17年3月、外資金庫—20年3月、共同融資銀行—20年3月、資金統合銀行—20年5月）、(3)これら新旧金融機関を一体的に運営する機構の整備（金融統制団体令の制定—17年4月—による全国金融統制会の設立—17年5月）であった。

こうした金融改革のなかで、地方銀行協会は解散し、地方銀行は全国金融統制会傘下の地方銀行統制会のもとに再編成された（図 4-1）。

全国金融統制会の活動は、資金の吸収目標と運用わくの設定、国債消化計画の樹立、共同融資のあっせん、戦時金融金庫債の引受け、金融機関の統合など広範囲に及んだ。そして、日本銀行の一部局が統制会の業務を執行し、

図 4-1 金融統制機構



統制会は日本銀行の分身のような存在となった。

こうして、戦時の金融機構は17年じゅうに形を整え、全国金融統制会の成立によって金融体制の体系が一元化されたが、この間で注目すべきことは、大銀行と地方銀行との機能の分化である。すなわち、特殊銀行を含む大銀行が、軍需融資機関としての地位を確立したのに対し、地方銀行は、資金吸収機関ないし国債保有機関的な性格を強めたのである。

1 県 1 行主義の実現 金融改革と関連して、地方銀行が重大な影響をこうむったものには、前述の統合の問題があった。

政府の銀行合同政策は、昭和11年以降、いわゆる1県1行主義によっていちだんと進展をみせた。その方針も従来とは異なって、地方銀行のコストを引下げ資力を強化して、国債の消化、生産力拡充資金の供給を円滑にすることをねらいとしていた。さらに太平洋戦争期には、金融統制の強化や非常事態発生時の混乱防止などのねらいが加わった。

総動員法に基づく「金融事業整備令」は、一般産業に対する「企業整備令」と並んで公布されたが、これにより政府は、金融機関に対して整備統合の命令権を有することになった。政府はこれを無言の圧力として、1県1行主義の完成を強行していった。

また、18年5月に「普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営に関する法律」が施行され、貯蓄銀行や信託業は独自の営業を行なう実質的な意義を失うに至った。これはまた、銀行統合を促進する契機となり、貯蓄銀行や信託会社は、相次いで普通銀行に合併されていった。

こうして、昭和10年466行を数えた普通銀行は、16年末186行に減少し、20年9月末には、地方銀行53行、都市銀行8行となった(表4-2)。そして、地方銀行は33府県において1行となり、2行存続したのは7県(青森、秋田、新潟、三重、佐賀、長崎、岐阜)、3行存続したのは2県(静岡、山形)となって、ほぼ1県1行主義が実現した。

都市銀行の間でも、合併による巨大銀行化が進み、また勸業銀行による各

表 4-2 銀行数の推移

年 末	全国銀行		普通銀行		貯蓄銀行		特殊銀行	
	行 数	増減	行 数	増減	行 数	増減	行 数	増減
昭和10	569	△ 18	466	△ 18	79	—	24	—
11	521	△ 48	424	△ 42	74	△ 5	23	△ 1
12	462	△ 59	377	△ 47	72	△ 2	13	△10
13	429	△ 33	346	△ 31	71	△ 1	12	△ 1
14	401	△ 28	318	△ 28	71	—	12	—
15	369	△ 32	286	△ 32	71	—	12	—
16	267	△102	186	△100	69	△ 2	12	—
17	229	△ 38	148	△ 38	69	—	12	—
18	125	△104	86	△ 62	27	△42	12	—
19	99	△ 26	72	△ 14	20	△ 7	7	△ 5
20	69	△ 30	61	△ 11	4	△16	4	△ 3

(注) 1) 全国銀行数は、普通銀行以下を合計したもの。
 2) 日本銀行統計局『明治以降本邦主要経済統計』により作成。

地の農工銀行の合併も19年に完了した。貯蓄銀行は18年下期以降激減して、昭和10年末の79行から20年末にはわずか4行を残すのみとなった。

このように、1県1行主義が実現したのは、もちろん強権的な政府の政策によるところが大きいが、その背景には、地方銀行が経済統制の強化により貸出先を失い、低利公債の保有が増加して収益力が減退し、経営の前途に不安を生じたという事情が介在していたのである。

共同融資銀行と資金統合銀行 戦時中に新設された金融機関のうち、地方銀行の融資活動との関連で重要なのは、共同融資銀行である。

昭和18年ごろから戦局が悪化するとともに、軍需金融の強化が要請され、同年9月には軍需省が設けられ、19年1月には「軍需会社法」により軍需会社が指定されるとともに、「軍需融資指定金融機関制度」が採用された。これにより、政府が指定した金融機関が軍需会社に融資することになった。しかし、地方銀行の大部分は、軍需産業企業との関連が薄く、また単独では巨額の軍需資金に応ずる資金力をもたなかったため、その指定を受けることができず、指定金融機関が、必要に応じて組織する協力団の一員にとどまるこ

とになった。

こうして、軍需会社と大銀行との間の系列関係は、いっそう緊密化してきた。これに対し、当時、巨額の余裕資金を擁するようになっていた地方銀行は、それをプールして自ら軍需融資へ進出しようとした。そして、地方銀行77行が出資して共同融資銀行(資本金1,000万円、半額払込み)が設立され、20年4月1日から営業を開始した。

ところが、政府や都市銀行は、一方で地方銀行が軍需融資に進出することに難色を示しながらも、他方でその資金を利用しようとして、同年5月、資金統合銀行(資本金5,000万円、半額払込み)を設立し、同年8月には共同融資銀行を吸収して、これを解散せしめた。そのため、地方銀行はますます資金吸収機関化するに至った。

資金統合銀行は、出資銀行や日本銀行から資金を受入れ、指定金融機関への資金援助、あるいは軍需会社への直接融資を行なって、戦争末期の軍需金融に大きな役割を果たした。

地方銀行の経営状況 戦時経済の進行が、地方銀行の経営に大きな影響を与えたことはいうまでもない。昭和12年以降、地方銀行の預金は、インフレに伴う農村の好況、地方工場の新設などによる所得の増大を反映して増加し、運用資金の増大をもたらした。この傾向は、太平洋戦争下においても、工場の疎開に伴う地方の給与所得の増大や、農産物のやみ値の高騰などに支えられてますます著しくなった。

これに対して、貸出の増勢はきわめて微弱であった。経済統制の強化と企業の整備により地方の商工業は荒廃し、それまで地方銀行の取引分野であった中小商工業金融は、極度に縮小した。しかも、わずかに残されたこの分野への金融も、それら中小企業が、直接に親会社たる軍需会社や配給統制機関から金融を受けることになったので、軍需会社や中央統制機関に対する都市銀行の大口貸出のうちに包摂されてしまった。また、15年秋の米穀配給統制の影響は大きく、地方銀行の米穀金融は激減し、農村における地盤を喪失す

ることになった。軍需融資指定金融機関制度がとられると、地方銀行はますます貸出先を失い、17年以降の貸出の増勢は、都市銀行に比べ著しく停滞した（表4-3）。

こうして、地方金融という、地方銀行本来の役割は大きく後退し、その固有の性格は希薄となった。しかし、地方銀行の経営を圧迫していた不動産担保貸出が、農村の好況により、短期間に回収されたことは注目される。

このような預金の好調と貸出の停滞による余剰資金は、主として国債の保有に振向けられ、地方銀行は国債の保有機関化した。融資対象の欠如、低利国債の増大は、地方銀行の収益力の低下をもたらし、純益率において都市銀行との格差が増大した。しかし、これまでの恐慌期に比べれば、その経営は格段の好転を示した。確かに地方銀行は、恐慌以降、合同によって経営規模を拡大させ、その基礎を確立していったといえよう。それに金融統制の強化という要素も加わって、もはや預金の取付けという事態は過去の悪夢になろうとしていた。こうして、銀行経営のあり方を律していた取付け対策は、その重要性を失ったのである。

またこの間、戦争による人手不足や空襲などの緊急事態に備えるためもあって、銀行事務の合理化、簡素化が要請され、各種の制度改革が行なわれた。

（余録）

強敵、農協の出現

昭和15年の米穀統制による預金吸収面での著しい変化について、藤田第6代頭取は、次のように回顧している。

「昔はお米のとれる時期、そのころ人力車に乗って地主さんのところに出かける。年に秋1回の預金勧誘、それだけで事たりたのです。……大蔵省の検査などみえても、あなたのところは下半期は非常に預金吸収活動は活発なようだが、上期などは眠っているようじゃありませんかといわれたこともある」という状態であったが、「ほんとうの競争相手はやはり昭和15年の統制からですね。そうなるからというものは、農協（当時の産業組合—引用者）がますます団結し、強力になってきておりますから、秋の米の金を預金化させるということは非常にむずかしくなりました。」（『地方銀行史資料』第10号「第四銀行頭取藤田耕二氏を囲む座談会」より）

表 4-3

預金・貸出の推移

(単位 百万円, %)

	年月末	預 金			貸 出		
		残 高	増加額	増加率	残 高	増加額	増加率
地方 銀行	昭和17	10,502	598	6	4,085	65	2
	18	13,950	3,448	33	4,756	671	16
	19	21,770	7,820	56	6,603	1,847	39
	20.2	23,141	1,370	6	6,902	298	5
都 市 銀行	昭和17	25,234	5,733	29	13,572	2,451	22
	18	29,179	3,945	16	17,710	4,138	31
	19	39,192	10,013	34	28,193	10,483	59
	20.2	39,689	497	1	30,100	1,906	7

(注) 『地方銀行小史』261ページによる。

すなわち、18年下期から決算が3、9月に改められたほか、内国為替集中決済制度の設定（18年8月）、当座勘定通帳の廃止（18年10月）、戦時非常時金融対策整備要領（19年6月）による預金の期限前払戻しや便宜代払いなど、便宜扱いの拡張、預貯金種目の整理統合（20年4月）などが実施されたのである。

第2節 戦時下の新潟県経済・金融情勢

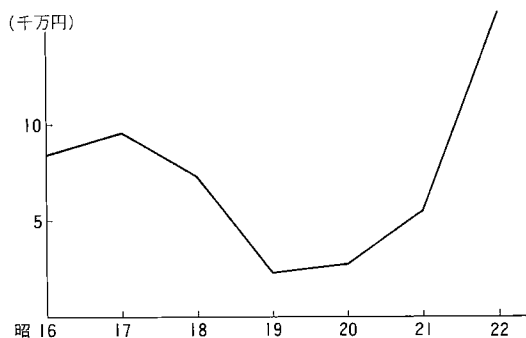
1. 戦時統制下の新潟県産業

商工業の企業整備 戦時統制経済は、前述のように平和産業を抑制し、さらに企業整備を通じてそれらの転廃業を強行した。そのため、民需産業を中心とする本県の企業は、著しい変容を余儀なくされた。人絹、絹織物、綿織物などの産業はしだいに衰退し、とくに昭和15年7月の七・七禁令による奢侈品の製造販売の禁止は、絹織物の生産に徹底的な打撃を与えた。金物も同様に衰退を余儀なくされた。¹⁾

戦局の進展につれ、企業整備はさらに徹底化された。本県では、第1次企業整備の対象として、金物、貴金属時計、陶磁器硝子、呉服、洋品雑貨、洋服、農機具、味噌醤油、菓子、木炭の10業種が選ばれ、一定の基準に達しない企業は転廃業者に指定された。

さらに18年には、「戦力増強企業整備要綱」などにより、重点産業以外の産業では、工場や設備、労働力の軍需工業への供出が強行され、伝統ある織

図 4-2 新潟県の絹、人絹、綿スフ織物生産高の推移



(注)『新潟県統計書』により作成。

物産業や洋食器工業はほとんど解体してしまった²⁾(図 4-2、表 4-4)。

こうして県内においては、18年6月末までに、商業部門21業種、工業部門15業種の企業整備が完了した³⁾(表 4-5)。

なお、前述のような流

通部門に対する統制強化によって、小売商は事実上、営業継続が不可能⁴⁾となった。間屋も商業組合や配給統制会社に転化し、県内の統制組合は、19年から急速に増加した。どんな業種でも、組合を結成しないと流通経済から疎外されてしまうという状態で、長岡市の例では、実に66も⁵⁾の組合があった。

こうして、県内の商業従事者は、昭和10年の9万8,400人から戦後の22年には5万5,900人に激減した⁶⁾。おそらく戦争末期の時点では、さらに減少が大幅であったものと推測される。

そのほか、多くの業界でも合同による企業整備が強行された。そして、16年の配電統制令により、本県内の電気事業は東北配電会社に統合されたのをはじめ、ガス事業、陸上交通、港湾事業、石油業、さらには新聞社の統合などが、広範にわたって進められた。

(注) 1) 十日町、栃尾、小千谷などの絹織物産業は、軍需衣料や落下傘の生産に転換し、三条の金物産業は軍需用具、自動車部品、弾丸、信管筒、軍用鋸などの生産に転換した。

表 4-4 十日町織物工業組合地区網、人絹織物製造業工場整備区分

区 分	現在数	操業工場	転用工場	廃止工場	計
工場数	271	119	63	89	271
機械台数	3,445台	1,515台	1,267台	494台	3,445台
整備率	—	44%	—	—	—
供出鉄量	—	294吨	1,049吨	267吨	1,610吨
従業員	3,015人	1,518人	1,199人	298人	3,015人

(注) 1) 昭和18年12月17日の企業整備決定時、上記のほか、操業工場のうち一部供出169台、未登録機械8台、鉄量約3吨供出。

2) 『小千谷市史』下巻581ページによる。

表 4-5 新潟県商業の企業整備状況 (昭和18年6月末現在)

業 種	業 者 数	転廃業者	残存者数	整備率
	人	人	人	%
時計貴金属	592	184	408	31.1
金 物	1,291	750	541	58.1
硝子陶磁器	2,306	1,284	1,022	55.7
具 服	6,636	4,453	2,183	67.1
洋品雑貨	2,691	1,381	1,310	51.3
洋 服	3,251	1,484	1,767	45.6
酒 類	8,772	6,318	2,454	72.0
合 計	25,539	15,854	9,685	62.1

(注) 新潟日報社『新潟県年鑑』(昭和19年版)による。なお、酒類については『新潟商工会議所七十年史』により作成。

- 2) 燕では、洋食器技術保存のための7社を残して、軍需下請以外の工場は機械の供出を強制された。織物産地でも44%の機械を残して供出し、19年末県内織物工場206のうち154工場が軍需工場に転換した。
- 3) 新潟日報社『新潟県年鑑』昭和20年版。
- 4) 昭和15年7月27日「高田新聞」は、「小売店よさらば、いよいよ配給所制に」と報じている。
- 5) 長岡商工会議所『長岡経済三百年史』153～158ページ。
- 6) 『新潟県統計書』。

軍需産業の活況 前述のように、本県の民需産業の多くは軍需産業に転換したが、このほか、工場の地方分散政策や、戦争末期における被災都市からの工場疎開も加わって、本県には新しい工場が続々と設置された。

県内に立地した大工場としては、日本軽金属新潟工場（昭和14年に操業開始）、日曹製鋼新発田工場（昭和15年に操業開始）などがあげられる。そのほか、織物産地には、電波兵器やラジオ部品の分工場、柏崎の農事会社、村上のスキー会社、高田の農機具会社には木製飛行機やプロペラ製造工場、新発田の女学校には紙幣印刷工場というように、各地に疎開工場などが設けられた。

既存の鉄工所も、軍の要請する生産をあげるため、利害を度外視して県内各地に分工場を開設した。たとえば、新潟鉄工所が県内に建設、着工した工場は13か所を数えた。

こうして、昭和20年には、県内の軍需工場数は654に達し（表4-6）、その

表 4-6 新潟県軍需工場数（昭和20年2月末現在）

	指定発注工場	陸軍作業庁	海軍作業庁	民需作業庁	合計
発注工場	126	1	17	5	149
専属協力工場	358	1	24	—	383
共同協力工場	110	—	9	3	122
合計	594	2	50	8	654

（注）山中篤太郎編『中小工業と経済変動』により作成。

うち、航空機関連部品下請工場は309工場に及んだ。また、昭和20年において、従業員5人以上の工場生産額は6億円に達したが、このうち、機械器具工業

29.6%，金属工業24.6%，
化学工業17.1%で、この3
業種で70%強を占め、県内
工業の質的变化が急速に進
んだ。

しかし、本県の場合、他
県に比して軍需産業関係の
大工場はきわめて少なく、
下請工場の大部分は零細工



新潟鉄工所長岡蔵王工場の勤労働員中等学校生（昭和19年）

場であった。また、機械金属、化学工業生産物の急激な増加も、採算を無視した軍需と国家の助成に依存し、民間平和産業のスクラップ化による資材の投入と、旧来の設備の酷使消耗とによってもたらされたもので、単なる量的拡大にすぎなかったといえよう。

農村経済の停滞 戦争経済の進展は、前述のように、全国的に農業用生産資材と労働力の不足をもたらし、生産力の減退を生ぜしめた。

本県においても、農業従事者は応召や徴用により、昭和7年の62万人から16年53万人、19年45万人へと漸減し、作付け面積も、14年の18万haをピー

（余録）

織物機械の供出

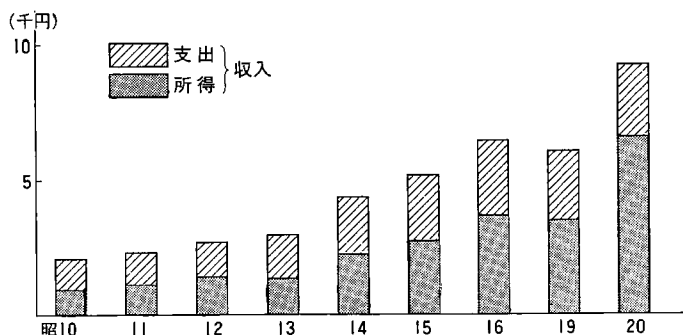
昭和18年12月、栃尾町で織物機械が供出されたときの模様を、『¹⁾栃尾と織物』は次のように伝えている。

「霏々と降る雪の中、情容赦もなく打ちくだかれた各種機械の残骸が、それぞれ当の業者は今の今迄、自らの分身として愛撫し、且つ、大切にしていたものが、一瞬にして見るも無慚な一塊の屑鉄となって、雪の路をばらばらに積まれて駅に運ばれていく。

敗戦など夢思わぬ業者の中には惜別と国家への忠誠心をこめて、積んだ櫓の上に日の丸の旗をかかげて運搬させているなど、一種名状すべからざる悲壯の雰囲気が町全体を押し包んだ。」

（注）1） 栃尾織物工業協同組合発行。

図 4-3 戦時新潟県農家の農業経営収支状況



(注)「第四銀行八十年史」により作成。

クとして20年には17万haに減少した。反当収量も14,15年を頂点として低落した。

しかし、農業生産力の低下にもかかわらず、農産物価格が上昇したことや、農業生産資材の入手難により農家支出が停滞したことなどに起因して、農業所得はかえって増大した(図4-3)。そのため、県内農村の負債整理は順調に進み、昭和15年までに、組合の要整理負債額1,260万円のうち920万円が整理済みとなった。

2. 新潟県の銀行合同

県内銀行合同の概観 前述のように、太平洋戦争下において、政府の銀行合同政策は、戦時金融統制の一環としてますます強化され、全国的に銀行合同は著しく進捗した。

本県の場合は、表4-7のように、昭和15年末には県内普通銀行数は下越2行、中越2行、上越4行の計8行を余すのみとなったが、それでも他府県に比べればまだ多かった。

このため、15年末ごろから、県内の普通銀行の代表者は個別に大蔵省に呼ばれ、合同に対する意向を打診され、県内を1行に統合するよう勧奨された。その統合方針は、県内銀行界で主導的立場にある当行を中心に、県内の銀行

表 4-7

昭和15年末現在における新潟県の普通銀行業況一覧

(単位 千円)

銀行名	本店所在地	資本金 (うち払込み)	預金	貸出金	有価証券	店舗数
第四銀行	新潟市	18,013(14,963)	126,557	84,577	67,322	37 ^店
新潟銀行	〃	6,400(6,400)	38,598	23,737	20,475	16
六十九銀行	長岡市	13,180(9,251)	48,794	26,630	25,007	23
長岡銀行	〃	9,000(5,842)	45,291	27,839	18,946	15
百三十九銀行	高田市	3,400(2,128)	22,916	7,121	15,761	13
柏崎銀行	柏崎市	3,150(1,882)	12,281	6,643	7,095	6
安塚銀行	東頸城郡安塚村	876(702)	2,506	1,043	1,962	8
能生銀行	西頸城郡能生町	1,100(293)	1,316	1,211	384	6

(注) 『日本金融史資料 昭和編』第6巻により作成。

が大同団結し、1県1行体制を実現しようというものであった。

しかし、この構想は実現せず、結局、17年に六十九、長岡両行が新立合併して長岡六十九銀行が誕生し、18

年には新潟、百三十九など上・下越5行が当行へ統合されて、普通銀行は中越に1行、下越に1行の計2行が存続することになった。

また、普通銀行と異種金融機関との合同も進められ、県内に残存していた貯蓄銀行3行と信託会社1社が、18年から20年にかけて普通銀行に吸収合併されて消滅した。

もっとも、政府および県当局はこの1県2行体制を暫定的なものとし、最終的には本県にも1県1行体制を樹立しようとしていたようであるが、それはついに実現しなかった。

1県に2行ないし3行残った例は、本県を含め9県を数えるが、これにはそれぞれ特殊事情があった。たとえば、営業地域の地理的、経済的相違や銀行間の利害の輻輳などに起因して、強硬な合併反対運動が展開されたこと、

表 4-8 新潟県銀行・信託会社の合同状況

(単位 件)

年別	買収	吸収合併	新立合併	年末行数
昭和16	0	0	0	12
17	0	0	1	11
18	3	3	0	5
19	0	2	0	3
20	0	1	0	2

(注) 『新潟県統計書』、その他により作成。

あるいは戦災により合併手続きが遅延したまま敗戦を迎えたことなどがそれである²⁾。

(注) 1) 昭和17年7月6日、当行頭取白勢量作は5行合併覚書調印に当たって、職員に対して訓示を行なったが、そのなかで次のように述べている。「大蔵省当局の云う処に依りますれば先ず暫定的に段階的に県下を二つの銀行に分け長岡市の二つの銀行を一つに統合し他の銀行は挙げて第四銀行の方へ統合をさせ様と云う様な方針を決定せられたのであります。」(当行内部資料による)

2) 後藤新一著『本邦銀行合同史』387～390ページ。

長岡六十九銀行の新立 それでは、本県において1県1行主義が実現せず、新潟市のほかに長岡市に1行存置されるに至った事情をみよう。

長岡市に本店を置く六十九と長岡の両行は、すでに昭和3年ごろ、合併の気運があったものの¹⁾、合意にまで至らずそのまま存続してきた。しかし、この時期にはいって、政府から1県1行の政策にそって第四銀行と合同するよう、強い勧奨を受けたが、両行はともに、この画一的な銀行合同の強行策に反対した。長岡市の政財界もあげて、そうした措置は中越地方の経済を攪乱するおそれがあるとし、「……長岡市内に於ける六十九銀行、長岡銀行の両行は之を合併して、別に1銀行となし、之を存続せしめられんことを²⁾」と陳情した。

その合同反対のおもな論点をあげれば、次のようなものである。(1)本県が大県で、しかも、深雪地であるため、あらゆる施設機構が上・中・下越の3ブロックに分割されていること。(2)この3ブロックは資金運用上、自給自足で、かつ、ブロック内商工業ととくに密接な関係にあり、銀行機能を十分に発揮していること。(3)両行とも、その歴史は古く、文化、経済の中心として地方開発に貢献していること。(4)この両行が合併すれば、他県の1県1行ないし2県1行にも匹敵する資本金および預金を保有する有力銀行となること。(5)長岡市が県内における商工業の中心であること³⁾。

両行はこうして、各界の有力者の協力を得て、あくまでも中越に1行を存置すること—1経済地域1中心銀行体制—を主張し、あらゆる手段を尽くし

表 4-9 昭和17年6月末現在の六十九銀行・長岡銀行業況 (単位 千円)

銀行名	資本金 (うち払込み)	預金	貸出金	有価証券	店舗数
六十九銀行	13,180(9,251)	64,782	24,375	44,329	店 23
長岡銀行	9,000(5,842)	64,982	24,625	40,769	15

(注) 『日本金融史資料 昭和編』第6巻により作成。

て当局と交渉した⁴⁾。

その結果、17年1月、長岡市に1行を存置することが認められ、同年12月には六十九銀行と長岡銀行との新立合併により長岡六十九銀行が設立された。合併条件は対等合併で、資本金は1,109万円(払込み754万6,875円)、六十九銀行の本店が新銀行の本店とされた。合併前の17年6月末の両行の業況は、表4-9のとおりであるが、合併により新銀行の預金は1億3,300万円余、貸出5,300万円余、有価証券9,200万円となり⁵⁾、県内では当行に迫る大銀行となった。

(注) 1) 渋沢栄一の昭和3年2月13日の日記に「長岡六十九銀行長部松三郎氏来訪、久闊ヲ叙シ、近々日本銀行ノ斡旋ニテ長岡銀行ト合併シ得ヘキ近状ヲ内話セラル」とある(『渋沢栄一伝記資料』第5巻323ページ)。

2), 3) 『北越銀行小史』44~45ページ。

4) 今泉省三著『長岡の歴史』第6巻、479ページによれば、「同地出身の海軍大將山本五十六へも懇請し、山本の尽力もあって長岡市に1行存置することに決定した」とある。

5) 『北越銀行小史』53ページ。

5行統合の成立 昭和17年上半期に至って、中越地区の銀行統合の見通しはついたものの、まだ普通銀行として、下越に当行、新潟銀行の2行、上越には百三十九銀行、柏崎銀行、安塚銀行、能生銀行の4行が残っていた。

政府は、緊迫する時局下、これら銀行の大合同を早急に促進する必要ありとして、17年4月、藤田大蔵省銀行検査官一行を本県に派遣し、残存5行のすべてを当行に統合するよう働きかけた。

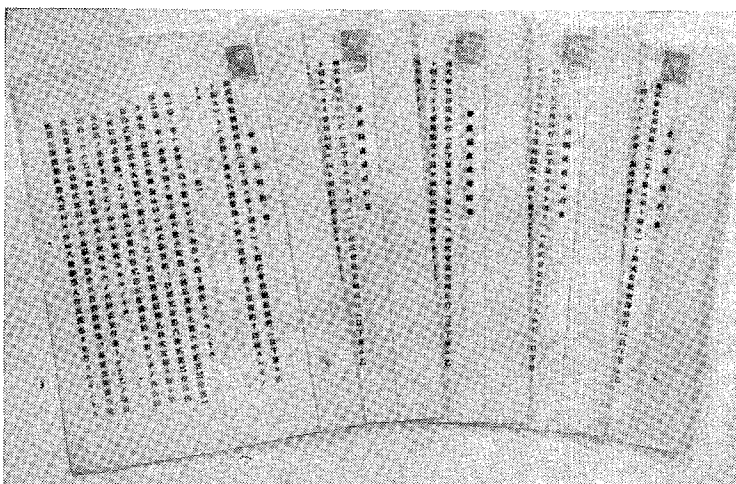
このような状況のもとで、関係銀行間で折衝が重ねられた結果、まず柏崎、安塚、能生の3行が当行へ統合することに話合いがまとまった。17年6月28

日、当行と3銀行との間に、およそ次のような合併条件に関する覚書が交換された。すなわち、(1)第四銀行は3銀行の店舗、従業員のすべてを引継ぐ、(2)合併比率は大蔵省および日本銀行に一任する、(3)柏崎銀行の推挙する重役を第四銀行重役に選挙する(安塚、能生の両行は役員を推挙しない)、(4)引継ぎ資産は優良と認められるものだけとし、その査定について、関係銀行間で協議が整わないときは大蔵省および日本銀行に一任する、というのがその内容であった。

こうして、柏崎、安塚、能生3銀行の統合は比較的順調に進んだが、新潟、百三十九両行の場合はかなり難航した。それは、両行がそれぞれ地域の大銀行としての伝統をもち、経営の基礎も強固であったこと、経営者が県内財界に有数の地位を占めていたこと、などの理由によるものであった。ことに百三十九銀行の場合は、高田市民もあげて反対運動を展開した。

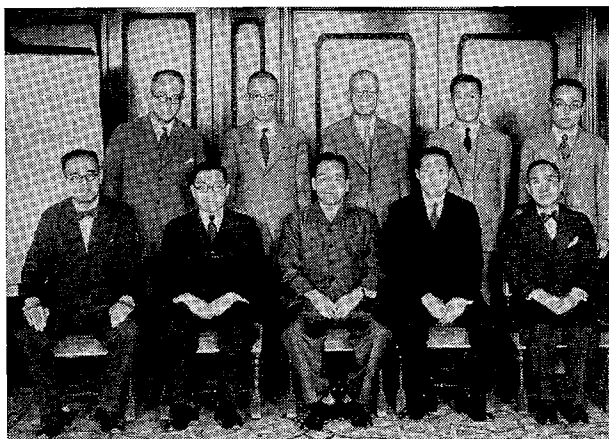
しかし、当局の強い勧奨と時局の要請に応ずべきであるとの大乗的見地から、両行とも当行への統合に同意し、17年7月3日、関係銀行間で合併の覚書が取りかわされた。覚書の大要は、先にみた柏崎ほか2銀行とのものと同様であった。

この5行統合は、もちろん当行にとっても重大な意味をもっていた。頭取白勢量作は職員に対し、統合に当たっての心構えを説いたが、その際、白勢



5行合併契約書

が最も強調したのは行員の融和という点で、「新たに加わる5銀行の従業員又は関係者に対し誇りがましき言語、態度、振舞をもって示すような事があっては最も遺憾の事と考えるのであります」と述べ、この統合が円滑に推進できるよう協力を呼びかけている。



新潟銀行との合併調印記念写真（前列左から末松日銀新潟支店長、藤田銀行検査官、土居新潟県知事、白勢当行頭取、齋藤新潟銀行頭取）

こうして、統合の方針が決定されると、当行をはじめ5行に対し、まず合併の基礎となる大蔵省の検査が実施された。そして17年12月23日、大蔵省指示の原案に基づいて、営業譲渡または合併のための仮契約書の調印が行なわれた。

被統合5行の合同形式をみると、新潟、能生の2行は吸収合併により、また百三十九、柏崎、安塚の3行は営業譲渡によるものであった。合併より営業譲渡（買収）の形式が多かったのは、政府の勧奨によるところが大きかったからである。つまり政府は、資本金額の増加を抑制することによって配当負担の軽減をはかり、銀行資力の充実をもたらすことによって国債消化の増大を企図し、極力買収合同を勧奨したのであった。

なお、当行と5行との統合が完了したのは、18年3月29日であった。翌4月、5行統合後初の支店長会議のあいさつで、当行頭取白勢量作は、「……繰返して申しますが私は銀行の統合は銀行の利益のための統合ではない、強大なる力をもって国家の要求に添はしめんためのものであって……」と述べている。

当行と5行との統合は、これをもって県内の普通銀行の再編成がほぼ終わ

表 4-10

被統合 5 銀行の合同状況

銀行名	合同形式	交付株	交付金	解散費用・暖簾料	主なる引継除外資産	(参考) 資本金(うち払込み)
新潟銀行	吸収合併	5株対3株 (第四)	5株につき 155円85銭	550,000円	—	6,400,000円 (6,400,000)
能生銀行	〃	5株対3株 (第四)	全額払込済株式5株につき 335円40銭 12円50銭払込 株式5株につき 83円85銭	105,000	—	1,100,000 (293,750)
百三十九銀行	営業譲渡	0	2,833,383円	750,000	所有不動産	3,400,000 (2,128,750)
柏崎銀行	〃	0	546,984円	300,000	所有株式	3,150,000
安塚銀行	〃	0	1,387,202円	50,000	所有不動産 所有不動産	(1,882,500) 876,650 (702,650)

ったと考えられるところから、まさに県内銀行史上、画期的意義をもつものであったといえよう。

困難をきわめた5行統合がこのように成功したのは、当局の強力な勧奨、指導によるところ大であったとはいえ、そこになんらかの経済的事由が存在しなかったわけではない。たとえば、能生銀行は昭和11年にすでに当行へ合併すべく折衝を行っていたし、また当時、地方銀行は低金利の浸透、国債の保有増加、融資対象先の減少などにより、全面的な経営合理化を要請されていたという事情があったのである。

貯蓄銀行、信託会社の合併 県内普通銀行の再編成は、昭和18年3月をもっていちおう終了したが、普通銀行以外では、当時なお、新潟市の新潟貯蓄と新潟興業貯蓄、長岡市の長岡貯蓄の3貯蓄銀行(表4-11)と、新潟市の新潟信託が残っていた。

貯蓄銀行や信託会社は、18年3月に公布された「普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律」により、独自に存立する意義を失いつつあった。そして、貯蓄銀行は普通銀行に合併され、信託業も設立母体ないし経営権を掌握している親銀行(普通銀行)に合併されていくものが多かったが、本県もその例外ではなかった。

県内においては、まず、18年12月31日に長岡貯蓄銀行が親銀行の長岡六十九銀行に吸収合併された。

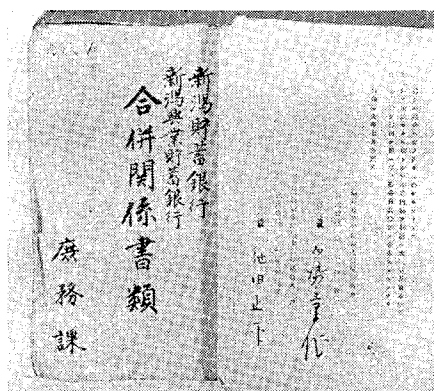
一方、18年8月2日から、当行が貯蓄銀行業務の兼営を開始したことによって、当行の系列下にあった新潟貯蓄銀行の合併は、時間の問題とみられていた。当時、新潟貯蓄銀行は全国でも有力な貯蓄銀行で、巨額の資金量を擁し、資本金額こそ小さかったが、内部留保は厚く収益率も高く、当行と伯仲するほどの実力を誇っていた。したがって、新潟貯蓄銀行が当行に吸収合併されるについては、内部でも強い抵抗があったのは当然であった。しかし、当局の強力な勧奨と、同行のほとんどの役員が当行の役員を兼任していたという事情もあって、両行の合併は急速に進展した。

また、新潟興業貯蓄銀行も親銀行の新潟銀行が18年3月に当行へ合併したことから、必然的に当行への合併が決まった。

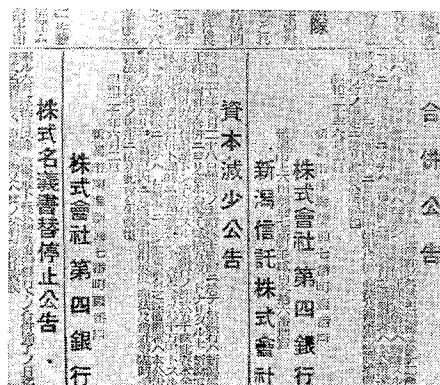
表 4-11 昭和17年末現在における新潟県の貯蓄銀行業況一覧 (単位 千円)

銀行名	資本金 (うち払込み)	預金	貸付金	有価証券	店舗数
新潟貯蓄銀行	2,000(1,250)	140,476	2,894	140,661	27 ^店
新潟興業貯蓄銀行	500(125)	16,828	382	15,611	11
長岡貯蓄銀行	1,000(250)	22,466	345	20,961	4

(注) 『日本金融史資料 昭和編』第6巻により作成。



合併関係書類



合併公告 (「新潟日報」昭和20.6.2)

19年7月15日、当行と新潟貯蓄銀行および新潟興業貯蓄銀行との間で合併仮契約書の調印が行なわれ、同年11月4日、吸収合併が実現した。両行とも内容が良好であったため、合併条件はよく、新潟貯蓄1株に対し当行株5株が、新潟興業貯蓄1株に対し当行株2株が、それぞれ交付された。

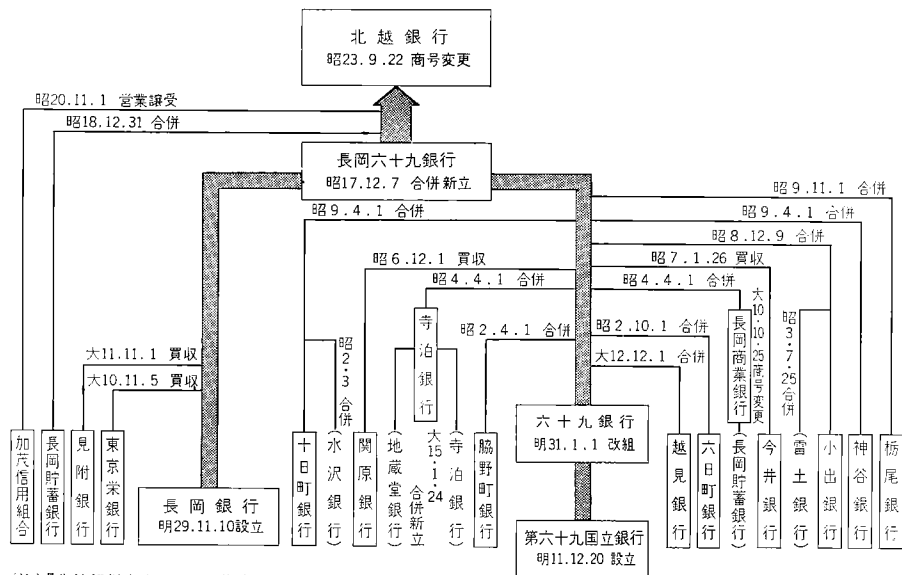
この両行の合併を最後に、県内の貯蓄銀行はその長い歴史を閉じた。

また20年8月1日、県内唯一の信託会社、新潟信託が当行に吸収合併された。合併条件は、新潟信託1株に対し当行株1株の割合であった。

これら一連の合併を終わった20年の9月末現在、当行の預金総額は12億9,000万円となり、預金高において当時の地方銀行中で第6位を占める大銀行となった。

県内の銀行は、最も数が多い時で90行余のものぼり、その種類も普通銀行、貯蓄銀行、特殊銀行の3種類のほか、信託会社も存在した。しかし、明治、大正、昭和と長期にわたる、しかも異種合同をも含めた度重なる合同によって、太平洋戦争終了時には、新潟市の当行と長岡市の長岡六十九銀行の二つの普通銀行に整理統合された。

図 4-4 長岡六十九銀行沿革系統図



(注)「北越銀行小史」により作成。

こうして、多年の課題となっていた県内の銀行合同は、昭和20年下半期をもって終了し、当局の意図はほぼ実現をみた。

そして、当行と長岡六十九銀行は、たえず競合的共存の道を歩みながら、地元の大銀行として戦後復興期の地方金融を担当していくのである。本県の銀行合同終了はまた、第四、長岡六十九（昭和23年9月、北越銀行と商号変更）、2行時代への幕開きでもあった。

なお、当行に統合された銀行は、その系統をさかのぼれば、2支店の直接買収を含め62行の多くにのぼり（「当行沿革系統図」参照）、長岡六十九銀行の傘下に集中されたものは18行1信用組合であった（図4-4）。

3. 新潟県内銀行の動向

戦時経済統制の影響 戦時統制は、前述のように流通機構にも及び、従来、地方銀行が担当していた、地方生産物の集荷にかかわる金融を不要のものにした。県内本店銀行貸出のうち、商業に対する貸出は、昭和12年上期末に総貸出の約30%を占めていたが、統制の進展に従い漸減して15年には22%となり、残高では1,200万円の減少となった（表4-12）。16年以降は資料を

表 4-12 新潟県銀行の職業別貸出の推移 （単位 千円、%）

年月末	残 高					構 成 比				
	農 業	商 業	工 業	その他	合 計	農業	商業	工業	その他	合計
昭和11. 12	33,039	42,800	13,977	55,336	145,152	22.8	29.5	9.6	38.1	100.0
12. 6	31,927	45,950	14,689	59,850	152,416	21.0	30.2	9.6	39.2	100.0
12	30,580	43,023	19,650	62,098	155,351	19.7	27.7	12.7	39.9	100.0
13. 6	29,815	34,988	27,784	60,646	153,233	19.5	22.8	18.1	39.6	100.0
12	26,804	35,912	30,853	58,928	152,497	17.6	23.6	20.2	38.6	100.0
14. 6	32,469	34,617	32,035	46,450	145,571	22.3	23.8	22.0	31.9	100.0
12	30,587	39,597	42,572	45,210	157,966	19.4	25.1	27.0	28.5	100.0
15. 6	31,016	35,225	40,122	45,803	152,166	20.4	23.2	26.4	30.0	100.0
12	29,350	33,885	41,645	49,088	153,968	19.1	22.0	27.1	31.8	100.0

(注) 1) 普通銀行、貯蓄銀行の県内本支店の貸出合計額。
2) 日本銀行新潟支店調べ。

得られないので詳しくはわからないが、商業向け貸出の比重はかなり低下したと思われる。

とりわけ15年秋の米穀配給統制の影響は、米産県である新潟県内の銀行にとってきわめて大きかった。それまで米穀金融としては、表4-13のように、米穀商人に対する仕込み資金の貸出が総貸出額の5%程度、移出商人に対する米の荷為替取組みが、総額の50%を占めていた。ところが、配給統制実施後、米穀荷為替の取組みは激減して、15年には前年の8%にすぎなくなり、しかも同年10月以降の取組みは8万円、翌16年に至っては年間でわずか9,000円となった。

米穀商人への貸出についてみると、15年は県内で暫定的に産業組合、商人系の二元集荷が行なわれたので、配給統制の影響ははっきりしないが、集荷が産業組合に一元化された16年には、非常な減少を示している(表4-13)。

また、配給の面で生ずる金融は、消費者に配給するまでの数日間という短期間にすぎなくなり、個人商業者に対する担保貸出から組合に対する信用貸出に変化し、金利も低下傾向を示した。

預金の吸収面でも大きな変化が生じた。県内銀行の預金残高は、表4-14にみるように、従来は下期に増加が著しく、しかも収穫期の10月から12月の3か月間に、年間増加額の50%以上に達するのが普通であった¹⁾。しかし、統制

表 4-13 米穀統制の新潟県内銀行に及ぼした影響 (単位 千円, %)

年 別	米荷為替 取組高 (A)	総荷為替 取組高 (B)	(A) (B)	対米穀商 貸 出 (C)	総 貸 出 (D)	(C) (D)
昭 和 11	42,218	82,935	50.9	5,514	144,131	3.8
12	44,917	92,289	48.6	9,134	156,226	5.8
13	48,138	87,474	55.0	8,891	153,230	5.8
14	66,836	121,626	54.9	11,130	155,792	7.1
15	5,590	65,216	8.5	6,136	155,692	3.9
(うち9月末まで)	(5,518)	(52,256)	(10.5)			
16	9	41,875	0	1,464	146,476	0.9

(注) 1) 貸出の残高は各年11月末。

2) 『日本金融史資料 昭和編』第31巻「配給機構の変化に伴う金融の変化」509～512ページにより作成。

は県内の資金の流れを大きく変化させた。その変化について、県内銀行が東京銀行集会所に提出した調査報告書は、次のように述べている。

「統制実施後米穀金融は根本的に転換して大部分産業組合への移行となり、その支払代金は半強制的に組合預金通帳に振替預入せられ、この方

面よりの預金伸力は甚だしく鈍化せり、かつ従来銀行定期預金たりしこれら産業組合遊資は、その系統機関たる県信用組合連合会への預け入れを懲憑義務づけられ、県信連また一部流動資金を残存する外、余裕金の大部分産組中金へ集中引揚げらるるに至れり。」²⁾

この結果、15年10月から翌年2月までの預金増加額では、前年同期間に比べ普通銀行が200万円少なかったのに対して、県信連は1.9倍もの激増を示し³⁾、産業組合貯金は15年に著しく増大した(表4-15)。

16年中には、県内銀行の預金の伸びが悪化し、貸出も減少を示したことからみても、県内諸銀行がこうむった打撃がきわめて大きかったことがうかがわれる。また、その後の県内銀行預金の増加額では、上期と下期との季節的変動がやや平準化された。

(注) 1), 2), 3) 『日本金融史資料 昭和編』第31巻509～512ページ。

表 4-14 新潟県銀行預金の期別変動 (単位 千円, %)

年 別	上 期		下 期		年 間 増加額
	増加額	構成比	増加額	構成比	
昭和13	49	0.2	30,018	99.8	30,067
14	14,542	20.8	55,517	79.2	70,059
15	28,415	34.1	55,013	65.9	83,428
16	27,561	38.4	44,147	61.6	71,708
17	67,116	48.2	72,165	51.8	139,281

(注) 県内本店銀行(含貯蓄銀行)の計数。

表 4-15 新潟県産業組合貯金趨勢 (単位 千円, %)

年 末	現 在 高	年間増加額	増 加 率
昭 和 12	43,167	2,786	7.1
13	52,274	9,107	21.1
14	68,636	16,362	31.3
15	99,343	30,707	44.7

(注) 『日本金融史資料 昭和編』第31巻524ページ。

県内銀行の経営状況 県内銀行の預金は、表4-16にみるように、昭和16年まで地方銀行全体の伸び率に及ばなかったが、17年ごろから著しい増加を示し、それをしのぐようになった。太平洋戦争中の16年末から20年9月までの間に、地方銀行全体の預金が2.2倍の伸び率であったのに対し、県内銀行のそれは3.8倍にも達した。とくに19年、20年には、従来の増加率を著しく上回¹⁾った。

その要因としては、まずインフレの激化に伴う農家所得の増大があげられるが、さらに、大都市からの疎開者や罹災者の流入といったことも考えられよう。事実、本県の人口は、昭和20年の1年間で19.8%も増加した。しかも市部が減少したのに対し、郡部は24.8%増という異常な増加ぶりで、表4-17にみるように、銀行預金に占める郡部の比重が増大した。

一方、貸出は、おおむね地方銀行の伸びに及ばず低調であった。これは、米穀金融の激減、民需産業の解体が大きなマイナス要因となったことによるが、同時に軍需産業が少なく、相対的に工業の発展が遅れたことによるものと思われる。そのなかにあっても、工業向け貸出は、金属・化学工業への貸

表 4-16 新潟県銀行の預金・貸出の推移 (単位 百万円, %)

年月末	全国地方銀行 (含貯蓄銀行)				県内本店銀行 (含貯蓄銀行)			
	預金残高	増加率	貸出残高	増加率	預金残高	増加率	貸出残高	増加率
昭和11.12	7,067	6.3	3,738	0.2	215	8.0	139	△1.4
12.12	7,969	12.8	4,053	8.4	234	8.8	148	6.5
13.12	9,639	21.0	4,472	10.3	264	12.8	155	4.7
14.12	12,787	32.7	5,562	24.4	334	26.5	180	16.1
15.12	16,230	26.9	6,305	13.4	417	24.9	183	1.7
16.12	19,883	22.5	6,697	6.2	489	17.3	180	△1.6
17.12	24,743	24.4	7,743	15.6	628	28.4	186	3.3
18.12	27,336	10.5	7,593	△1.9	829	32.0	197	5.9
19.12	36,845	34.8	10,089	32.9	1,154	39.2	267	35.5
20.9	44,166	19.9	9,838	△2.5	1,837	59.2	294	10.1

(注) 1) 県内本店銀行は、県内に本店のある普通銀行、貯蓄銀行の全店(県外支店を含む)の計数。

2) 県内本店銀行の昭和18~19年は年度末の計数。

3) 後藤新一著『日本の金融統計』、全国銀行協会連合会調査部『全国銀行財務諸表分析』および『新潟県統計書』により作成。

出が増大したため、その比重を高めた（表4-12、表4-18）。

また、19年、20年においては、預金と同様に、貸出も著しく増加している。そして、この間の増加額9,700万円のうち、長岡六十九銀行の貸出が6,300万円に及んでいるのに対し、当行の貸出は19年に3,700万円増加したものの、20年上期は

300万円の減少となっている。このような両行間の相違はあるが、貸出増加の主因は、当行の業種別貸出にみるように、兵器産業向けの直接融資、ならびに間接的な軍需融資としての、日本興業銀行への手形貸付であった。

また、現金預け金の残高は、18年上期末1,620万円にすぎなかったものが、20年上期末には1億9,325万円（うち預け金1億5,278万円）と著増し²⁾た。この預け金残高のうち、当行が1億4,730万円で、長岡六十九銀行は548万円にすぎない。この当行の預け金のうちの大半は、軍需資金として資金統合銀行に供給したものである。

なお、増大する余裕資金は、県内銀行の場合、もっぱら国債の買入れに運用され、有価証券の預金残高に対する割合は、全国の地方銀行の平均よりかなり高かった（表4-19）。

表 4-17 新潟県銀行預金の市部
郡部別構成

年月末	（単位 %）	
	市 部	郡 部
昭和19.3	53.9	46.1
9	54.3	45.7
20.3	52.8	47.2
9	51.8	48.2
21.3	49.0	51.0
9	52.3	47.7

表 4-18 新潟県銀行の工業向け貸出（業種別）の推移

年月末	（単位 千円、%）						
	金属・化学		製糸・織物		その他		合計
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額
昭和13.6	6,342	22.8	7,694	27.7	13,748	49.5	27,784
12	8,314	26.9	9,551	31.0	12,988	42.1	30,853
14.6	8,731	27.3	10,960	34.2	12,344	38.5	32,035
12	10,400	24.4	14,765	34.7	17,407	40.9	42,572
15.6	12,149	30.3	14,692	36.6	13,281	33.1	40,122
12	15,178	36.4	12,787	30.7	13,680	32.9	41,645

(注) 1) 普通銀行、貯蓄銀行の県内所在本支店の合計。

2) 日本銀行新潟支店調べ。

預金および資金運用の状況は以上のとおりであるが、この間の金利の変遷について次にみよう。

13年以來、政府は、各地方ごとに金融懇談会を設けて金利協定を締結せしめるなど、金利平準化運動を進めた。

13年5月現在の県内銀行協定金利の平均は3.71%で、全国平均の3.57%に比べるとかなり高かった。しかし、第1次金利平準化運動の結果、14年1月には県内市部3.5%、郡部3.6%となった。

さらに14年4月以後の第2次平準化運動により、県内貯蓄銀行もこの協定

表 4-19 新潟県銀行の有価証券の推移
(単位 百万円, %)

年月末	全国地方銀行(含貯蓄銀行)			県内本店銀行(含貯蓄銀行)		
	残高	増加率	預証率	残高	増加率	預証率
昭和						
11.12	3,915	13.5	55.4	118	18.8	54.9
12.12	4,156	6.2	52.2	127	7.6	54.3
13.12	5,197	25.0	53.9	151	18.9	57.2
14.12	6,988	34.5	54.6	199	31.8	59.6
15.12	9,367	34.0	57.7	272	36.7	65.2
16.12	12,362	32.0	62.2	353	29.8	72.2
17.12	16,358	32.3	66.1	476	34.8	75.8
18.12	19,380	18.5	70.9	654	37.4	78.9
19.12	25,969	34.0	70.5	882	34.9	76.4
20.9	30,244	16.5	68.5	1,214	37.6	66.1

(注) 資料内容などは表4-16に同じ。

に参加し、同年10月には3.5%一本となった。また、勉強率という特利をつけるときは、県金融懇談会長の承諾を得ることになった。³⁾

15年12月から、銀行、信連、信用組合とも、定期預金利率を3.4%に統一して実

表 4-20 新潟県銀行の預金コストの推移

(単位 %)

銀行名	第四銀行	新潟銀行	百三十九銀行	柏崎銀行	安塚銀行	能生銀行
昭和						
12.上(A)	4,024 (2,930)	4,853 (3,164)	4,182 (2,945)	4,962 (3,482)	7,462 (3,799)	7,412 (3,275)
15.下	3,653 (2,572)	3,882 (2,678)	3,844 (2,646)	4,367 (2,826)	5,406 (3,410)	5,369 (3,159)
17.上(B)	3,368 (2,320)	3,487 (2,420)	3,539 (2,362)	4,071 (2,739)	5,216 (2,889)	5,918 (2,770)
(B)―(A)	△0,656 (△0,610)	△1,366 (△0,744)	△0,643 (△0,583)	△0,891 (△0,743)	△2,246 (△0,910)	△1,494 (△0,505)

(注) 1) カッコ内は預金平均利率。

2) 当行内部資料。

4)
 施することになった。
 翌16年、当座預金は無
 利息となり、19年3月
 から定期預金は3.3%
 となった。
 このような預金金利
 の低下により、預金コ
 ストは著しく低下した

表 4-21 新潟県銀行（貯蓄銀行を含む）の利益金の推移
 （単位 千円、%）

期 別	銀行数	払込資本金	当期利益金	払込資本 利益率
昭和13. 上	12	43,090	3,868	18.0
14. 下	11	43,090	4,167	19.3
15. 下	11	43,090	4,650	21.6
16. 下	11	43,090	5,214	24.2
17. 下	10	35,543	4,925	27.7
18. 下	4	28,307	4,881	34.5
19. 下	2	28,654	4,319	30.1
20. 上	2	29,189	4,578	31.4

（表 4-20）。一方、貸（注）『新潟県統計書』により作成。

出金利は、13年上期からほとんど変化がなかった。したがって、低利国債の

（余録）

5 行統合にまつわる話

昭和18年3月に行なわれた5行統合に際して、その合併条件を大蔵省の査定に一任しなければならなかったため、当行は、万一を考慮して、統合直前に行員を被統合銀行に事務連絡員という名目で派遣し、独自の内容調査を行なった。

この調査に当たっては、上田常務が事前に相手銀行へ出向いて連絡員派遣の了解を取りつける一方、連絡員の心得をつくり、「…言行ヲ慎ミ先行ノ感情ヲ害セザル様細心ノ注意ヲ払フベシ」というような点まで細かく配慮した。

合併の直前までは、たとえば、当行と新潟銀行とはライバル関係にあり、互いに「相手銀行の行員へは嫁にやるな」といっていたという話が残っているほど、激しい競争意識もっていたので、合併の衝に当たった人びとの気苦労は、並みだいていものではなかった。しかも、国策によって無理に統合させられたため、時には相互に感情的な行違いが生じるのもやむをえなかった。

ある行員は、交通の途絶した大雪の峠を越えて、消息を伝えるすべもないまま、山間の支店、出張所を調査して回ったが、某銀行に到着した夜、その経営者から、「お前らのような若造にこの銀行を渡せるものか」と一喝されたという。もちろん、酒のはいった勢いもあったのであった。

当行の入、私の伝票は、それぞれ暖色系、寒色系を使用していたが、これと正反対の銀行もあり、相互に正当性を主張するという事例や、振替を行なわずすべて現金を通して処理する方法をとっていた銀行では、合併後訪れた検査員が簡便な振替に改めるよう注意しても、間違った処理ではないと、旧慣を墨守するという事例もあった。

これらも今となっては、当事者であった人たちの笑いを誘う懐旧談の一つとなっている。

保有増大による収益減少は、主として預金コストの低下と運用資金量の増大によってカバーされた。

この結果、貯蓄銀行を含む県内銀行の当期利益金総額は、どうにか横ばい状態を維持することができた。この間、合併が進んで払込資本金が減少したので、払込資本利益率は好転したが、これによっても、合併の進展が、地方銀行の経営を強固なものにしたことを知り得るのである（表 4-21）。

- （注） 1）新潟日報社『新潟県勢要覧』（昭和21年版）によれば、農業会の貯金は、銀行と同様、19年、20年の伸びが著しく、その残高は18年9月末1億8,902万円、19年9月末3億654万円、20年9月末5億3,449万円となっている。
- 2）『日本金融史資料 昭和編』第6巻「全国銀行財務諸表分析」。
- 3), 4) 同上、第10巻40～46ページ。